

令和3年度
第2回 東京都住宅政策審議会

令和3年11月26日（金）

WEB 会議（Teams）・都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

午前 10 時 00 分 開会

○遠藤企画経理課長

大変お待たせいたしました。

ただいまより、令和 3 年度第 2 回東京都住宅政策審議会を開会いたします。本日は、大変お忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただいております住宅政策本部企画経理課長の遠藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

まず、会場参加の委員にご案内します。ご発言をされる場合には、挙手をしていただき、指名されましたら、皆様の前に設置しております集音マイクに向かってご発言をお願いします。手持ちのマイクが必要な場合は、事務局よりワイヤレスマイクをお持ちいたしますので、お申し付けください。

次に、ウェブ参加の委員にご案内いたします。ご発言をされる場合には、まずチャット機能を使い、お名前と発言希望の旨を入力してください。進行側から指名されましたら、ご発言をお願いします。

なお、WEB 会議のシステムの操作方法につきましては、会議の URL 等を記載したメールにマニュアルを添付させていただきましたので、そちらをご覧くださいと思います。

次に、会場の報道機関の皆様にご案内いたします。

本日は、答申が決定されましたら、浅見会長から武市副知事への答申文の手交を予定しております。手交の様子は撮影できますので、所定の位置に移動して撮影いただくようお願いいたします。

なお、議事の最中は、手交時を除き、撮影はお断りさせていただいておりますので、ご了承ください。

次に、ウェブの傍聴の方にご案内いたします。マイクやカメラ、チャット機能をご使用にならないようお願いいたします。

それでは、始めさせていただきます。

現在、委員 29 名中、過半を満たしておりますので、本日の審議会は、運営要綱に基づく定足数に達していることをご報告いたします。

続きまして、資料について確認をさせていただきます。

本日の資料は、議事次第のほか、画面に表示している資料 1 から資料 5、及び、参考資料 1 から 7 までの枝番の資料を含めまして、13 点をご用意しております。資料が不足している場合にはお申し出ください。

また、会議終了後には、本会議の資料を住宅政策本部のホームページに掲載する予定です。

本日は、この Microsoft Teams 上に同じ資料を映しながら、説明をまいります。

なお、委員の皆様には、本審議会の事務局である幹事・書記名簿をお配りしてございます。

はじめに、10月1日付で新たに就任されました委員をご紹介します。資料1「東京都住宅政策審議会委員名簿」をご覧ください。

まず、審議会委員名簿の順に、ご出席いただいている委員からご紹介をさせていただきます。

それぞれ一言ご挨拶をいただければと思います。

まず、廣野桂子委員でございます。

○廣野委員

廣野桂子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

ありがとうございました。続きまして、松本真澄委員でございます。

○松本委員

松本真澄です。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

ありがとうございました。続きまして、吉田可保里委員でございます。

○吉田委員

吉田でございます。よろしく願いたします。

○遠藤企画経理課長

ありがとうございました。続きまして、山崎泰大委員でございます。

○山崎委員

おはようございます。初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

ありがとうございました。

また、岡部勝治委員にご就任いただきましたが、本日所用によりご欠席と承っております。

それでは、ここからは浅見会長に進行をお願いいたします。

撮影は以上で終了してください。

浅見会長、よろしくお願いいたします。

○浅見会長

会長の浅見です。これから議事を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事に先立ちまして、留意事項を述べさせていただきます。

まず、本日の議事の内容につきましては、発言者の氏名を記載した形で全文をホームページに公開させていただきたいと存じます。

それでは、お手元の次第に沿って進めてまいります。まず事務局から、「議事1 令和3年度第1回東京都住宅政策審議会における主な意見について」、ご説明をお願いいたします。

○福野計画調整担当課長

住宅企画部計画調整担当課長の福野と申します。よろしくお願いいたします。

資料2「令和3年度第1回東京都住宅政策審議会企画部会（令和3年9月10日）における主な御意見の概要」をご覧ください。

前回の審議会では、企画部会での調査審議の結果をまとめた「中間のまとめ（案）」の報告があり、それに対して委員の皆様からご意見をいただきました。

ここには、そのご意見を記載しております。

1ページ目をご覧ください。「目標1 新たな日常に対応した住まい方の実現」について、3点のご意見を頂戴いたしました。

「目標2 脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化」については、4つ目の丸にあります、「既存住宅の環境性能を高めていくアプローチが大切」といったご意見など、1ページから2ページにわたり、9点のご意見を頂戴いたしました。

「目標3 住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」については、5つ目の丸にあります、「住宅確保要配慮者のみが入居可能な専用住宅を増やすための取組を是非、強力で推進していただきたい」といったご意見など、2ページから3ページにわたり、9点のご意見を頂戴いたしました。

「目標5 高齢者の居住の安定」について、7点のご意見を頂戴いたしました。

4ページに移りまして、「目標6 災害時における安全な居住の持続」について2点のご意見を、また「目標7 空き家対策の推進による地域の活性化」について、4点のご意見を頂戴いたしました。

また、「目標8 良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」と「目標9 安全で良質なマンションストックの形成」について、それぞれ1点のご意見を頂戴いたしました。

審議会では、当日のご意見と、その後、委員の皆様から寄せられたご意見を踏まえて、「中間のまとめ（案）」を修正して、パブリックコメントにかけることとなりました。

ご意見をいただいた委員の皆様にご確認いただき、浅見会長と齊藤会長代理にご了解をいただいた「中間のまとめ」をもって、9月27日からパブリックコメントを実施いたしました。

説明は以上でございます。

○浅見会長

どうもありがとうございました。

ご意見の概要の確認につきましては、発言がある場合には、後ほどまとめてお時間を設けておりますので、その際をお願いいたします。

では、続きまして、「議事2 パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応(案)」と「議事3 答申(案)について」に議事を進めます。

先ほどのご説明にありましたとおり、前回の審議会のご意見等を踏まえた「中間のまとめ」を公表し、パブリックコメントをいたしました。

パブリックコメントで寄せられた都民からのご意見につきまして、企画部会で審議会としての見解をとりまとめるとともに、必要なものについては答申へ反映させるよう検討していただきました。

本日は、これらにつきまして大月部会長からご報告いただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○大月部会長

企画部会の部会長を務めております大月でございます。

9月27日から10月11日まで「中間のまとめ」について、パブリックコメントを実施した結果、5者から24件のご意見をいただきました。

企画部会では、いただいた意見に対する審議会の見解・対応(案)を、資料3「パブリックコメントに寄せられた御意見と審議会の見解・対応(案)」としてとりまとめました。

また、この中でのご指摘や委員からの指摘などを踏まえて「中間のまとめ」を一部修正し、資料4-2「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開について答申(案)」をとりまとめました。

具体的な内容につきましては、資料に沿って、事務局から説明をお願いいたします。

○福野計画調整担当課長

それでは、事務局より資料3と資料4-1、4-2についてご説明させていただきます。

まず資料3をご覧ください。1ページの上の方、「1 意見募集の概要」にありますとおり、「中間のまとめ」について、9月27日から10月11日までパブリックコメントを実施した結果、5者から24件のご意見をいただきました。5者の内訳は、個人が3者、法人が2者でございました。

続く、「2 意見の概要と見解・対応」では、いただいた意見の概要と意見に対する審議会の見解・対応(案)を表にまとめております。

表では通し番号を一番左に振り、いただいたご意見については、中間のまとめの目標ごとに並べて整理しております。

意見の概要と審議会の見解・対応（案）の文中には、中間のまとめのページ番号や行番号が記載されておりますので、表の一番右側に本日の資料4-2「答申（案）」の該当ページと行番号を記載しておりますので、資料4-2も適宜ご参照いただければと思います。

それでは、順に意見の概要をご紹介しますながら、見解・対応（案）をご説明させていただきます。

まず目標2「脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化」についてのご意見です。

1番は、中間のまとめの既存住宅の記述に「高効率設備への更新」を追加するべきとのご意見です。見解・対応（案）としては、趣旨をより明確にするため、記載のとおり、記述を修正するとしていきます。

2番は、中間のまとめの「省エネルギー性能の高い家電の導入等」という記載に、「設備」を追加すべきとのご意見です。

見解・対応（案）としては、いただいたご意見を踏まえ記述を修正するとしております。

2ページをご覧ください。

3番は、中間のまとめに、「太陽光発電の普及に向けて、太陽光発電の初期費用の低減につながるような施策を推進すべき」と追加すべきとのご意見です。

見解・対応（案）としては、「中間のまとめ」には、ご意見いただいた手法も含んで、施策の方向性として、「太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備や蓄電池の設置」を推進すべきであるとしております。いただいたご意見は、今後、都が施策を検討するにあたって参考にすべきとしております。

4番では、「新築戸建に太陽光パネルを義務付けると、個人の財力では建てられないし、維持できない。東京ではコジェネレーションによる熱利用効率の向上に力を入れるべき」とのご意見です。

見解・対応（案）としては、「中間のまとめ」には、脱炭素社会の実現に向けて、住宅における再生可能エネルギーの利用拡大が重要であり、「都民が安心して太陽光発電等を利用できるよう必要な情報提供等に努めるべき」とし、熱利用効率の向上について、建築物環境計画書制度や都市開発諸制度を活用し、「地域冷暖房や再生可能エネルギーの導入を誘導すべきである」としてあります。

また、都において、一定の中小規模の新築建築物に太陽光発電設備の設置を義務付ける、都独自の制度の導入に向けた検討を開始し、今後、東京都環境審議会で審議が行われる予定であることを説明しております。

5番は、「既存の公共住宅における高効率給湯器への取り換えについて追記するべき」とのご意見です。

見解・対応（案）としては、いただいたご意見を踏まえ、記載のとおり、記述を修正するとしております。

3ページをご覧ください。

ここからは、目標3「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」についてのご意見です。

6番は、「住宅の保障は、社会保障の重要なポイントである」というご意見です。

見解・対応（案）としては、「中間のまとめ」では、住宅は生活の基盤であるとの認識のもと、住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定について、施策の方向性を示していることを説明しております。

7番は、「具体的な施策の方向に障害者の住宅保障を項目として入れるべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「Ⅲ 具体的な施策の方向」に、障害者をはじめとする住宅確保要配慮者に関して、目標3「住宅確保に配慮を要する都民の居住の安定」を設け、その中で、障害者の住まいの現状の問題を示していることを説明しております。

8番は、「都営住宅の新設は大量に推進すべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、「住宅ストック全体が量的に充足している中で、今後人口が減少する見込みであることから、都営住宅は現在のストックを最大限に活用し、引き続き、住宅セーフティネットの中核としての機能を果たしていくべきである」としていることなどを説明しております。

9番は、「優先入居制度も検討し、障害者が都営住宅に入居しやすいようにするべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、「都営住宅は、優先入居制度」などを活用し、「より住宅困窮度の高い世帯の入居を進めるべきである」とし、「住宅困窮度をよりの確に反映できるよう、優先入居制度の見直しを検討すべき」としていることを説明しております。

なお、都においては、ポイント方式の募集において、障害者に関する項目を含む住宅状況申告書に基づいて住宅困窮度を判定しております。

4ページをご覧ください。

10番は、「東京の住宅価格の高騰やコロナ禍でローンや家賃を払えない人が激増している、家賃補助の予算を何倍にも増やすべき」というご意見です。

見解・対応（案）では、審議会における、調査審議やヒアリングを説明し、「中間のまとめ」においては、急激な社会状況の変化に対応した公共住宅の機動的な提供や、専用住宅の家賃低廉化補助の活用などについて提言していることを説明しております。

11番は、「不動産取引に関して、障害者が住宅探しで断られることがある、援助機関を設けるべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅である「東京さきエール住宅」の供給を促進すべきであるとするほか、区市町村における総合的な相談体制の構築、居住支援法人による居住支援サービスの充実を提言していることを説明しております。

12番は、「障害者もライフステージに合わせて住み替えが必要」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、障害者をはじめとする要配慮者の住み替えの支援に資するよう、居住支援サービスの充実に取り組むべきであるとしていることを説明しております。

5ページをご覧ください。

13番は、「居住環境のバリアフリー化は障害者にとっても重要、特に都営住宅は、率先して推進すべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、障害者や高齢者、子育て世帯が安心して生活できる居住環境の実現に向けて、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、住宅の近傍におけるバリアフリーな居住環境の整備などの支援も促進すべきであるとしていることを説明しております。また、都営住宅におけるバリアフリー化等の取組も紹介しております。

14番は、「住宅供給公社や都市再生機構は低所得者枠を設けて、居住促進を促すべきである」とのご意見です。

見解・対応（案）は、いただいたご意見については、東京都住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構が関係法令に基づき対応すべきものとしております。

ここからは、目標5「高齢者の居住の安定」についてのご意見です。

15番は、「単身向け賃貸住宅について、省エネ化など良質な住宅ストック形成を促す施策を強化すべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、民間賃貸住宅を含め「高齢者の健康、長寿実現の観点から、ヒートショック対策を含めた、住宅の温熱環境の向上を図るため、その重要性を都民へ周知するとともに、既存ストックの断熱改修の促進や設備による改善等を進めるべきである」などとしていることを説明し、いただいたご意見は、今後、都が施策を検討するにあたって参考にすべきとしてございます。

6ページをご覧ください。

ここからは目標6「災害時における安全な居住の持続」についてのご意見です。

16番は、「災害対策に都民の自助が強調されているが、他方で都下の自治体は災害リスク地域の住宅開発を放任している。ゼロメートル地帯の250万人が短時間で避難できる動線も避難先もない、移住を支援すべきである」といったご意見です。

見解・対応（案）では、国土交通省と東京都が「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめ、取組を進めていることを踏まえ、「中間のまとめ」において、この「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」の実現に向けて取り組むべきとしていることを説明しています。

17番は、「在宅避難が可能な住宅の普及について、集合住宅の専有部分や戸建て住宅も含めるよう追加すべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、いただいたご意見を踏まえて記載のとおり、記述を修正することとしています。

18番は、「災害対策の中で総合的な災害弱者対策を立てるべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、いただいたご意見を踏まえて記載のとおり、記述を修正することとしています。

7ページをご覧ください。

19番は、「敷地の細分化を抑制する取組などが必要」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において、敷地の細分化の抑制について「計画的に整備された住宅市街地では、建物の高さ制限や敷地面積の最低限度等を、高度地区、地区計画、建築協定等で定めることにより、良好な街並みを維持・形成すべきである」などとしていることを説明しています。

次は、目標8「良質な住宅を安心して選択できる市場環境の実現」についてのご意見です。

20番は、「新築分譲マンションの価格が上がり続ける限り、中古住宅の価格、賃貸住宅の賃料も上昇し、居住の安定は遠ざかる」とのご意見です。

見解・対応（案）では、審議会における調査審議を説明し、「中間のまとめ」においては、住宅市場が十分に機能することが重要であるとの認識のもと、良質な家づくりの推進、既存住宅を安心して売買等できる市場の整備、総合的な住情報の発信等の施策の方向性を提言していることを説明しております。

次は、目標9「安全で良質なマンションストックの形成」についてのご意見です。

21番は、「マンションの区分所有の考え方は、建てやすさを優先したもので、維持が非常に難しい」といったご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」においてマンションの維持管理の難しさについて「マンションは、多様な価値観を持った人々が1つの建物を区分して所有、管理するため、区分所有者間の合意形成の難しさがある」ことを踏まえ、「マンションの適正な管理の促進」と「老朽マンション等の再生の促進」に関する施策の方向性を示していることを説明しています。

8ページをご覧ください。目標10「都市づくりと一体となった団地の再生」についてのご意見です。

22番は、「都営住宅の障害者入居者が、団地の掃除に出られないなどの問題があり、援助が必要」とのご意見です。

見解・対応（案）では、「中間のまとめ」において「都営住宅の入居者相互の親睦や共用部分等の管理を担っている自治会への活動への支援を充実させるべきである」としていることを説明し、いただいたご意見は、都が施策を検討するにあたって参考にすべきとしてございます。

23番以降はその他のご意見でございます。

23 番では、「東京都住宅政策審議会に障害者団体を入れるべき、また、障害者団体の意見を聴く機会を設けるべき」とのご意見です。

見解・対応（案）では、審議会の委員については都が任命していること、また、審議会では、障害者に対する居住支援サービスの提供を行う者と、障害者に対してシェアハウスの提供を行っている者からのヒアリングを行うなどにより、調査審議を進めたことを説明しております。

24 番では、「都有地売却にあたって、売却後の開発においても脱炭素施策が実行されるよう方針を定めていただきたい」とのご意見です。

いただいたご意見は、今後、都が施策を検討するにあたって参考にすべきとし、都において、都営住宅の建替え等により創出した用地を活用した民間活用事業において、環境に配慮した施設計画となるよう求めていることを紹介してございます。

続いて資料4-1をご覧ください。答申（案）のポイントを整理してございます。

パブリックコメントに当たり公表した「中間のまとめのポイント」に対して、検討経過等に9月10日の第1回審議会以降の経過を追記するなどの変更をしております。

次に資料4-2をご覧ください。「答申（案）」の本編になります。

この資料の一番最後に、「中間のまとめ」からの変更箇所を一覧にした表を付けてございます。

先ほどご説明させていただきました、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえた修正のほか、統計データの時点修正や、本編全体で表現を統一するための修正などを行っております。

また、企画部会において、表現をよりわかりやすくする観点から、修正のご意見をいただき、4か所ほど記述を修正しております。

具体的には、変更箇所一覧の2枚目の上から2つ目と3つ目で、高齢者のニーズに応じた住宅の供給について、「地域の実情を踏まえ、各地で促進すべきである」と、供給の量だけでなく、立地の視点も意識した記載に修正しております。

また同じページの下から3つ目では、空き家対策について、「固定資産税の納税通知書等を活用した所有者への啓発」という記載がございましたが、より具体的でわかりやすい表現となるよう修正しております。

さらに、同じページの一番下では、同じく空き家対策について、災害等により危険が差し迫る状態の空き家に対して、「区市町村が必要最小限度の措置を円滑に講じられるよう」という記載がございましたが、文章の趣旨に照らして、より適切な表現となるよう、単に「必要な措置」という記載に修正しております。

このほか、参考資料について、委員名簿、審議経過の更新を行っております。さらに、参考資料の最後に、本編で記載のある統計データなどについて参考図表を追加してございます。

大変長くなりましたが、説明は以上でございます。

○浅見会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいまご紹介いただきましたように、パブリックコメントでいただいたご意見につきまして、企画部会において、審議会の考え方をまとめるとともに、これを踏まえた答申案を作成していただきました。

本日の審議会は、企画部会でご検討いただいた、パブリックコメントに寄せられたご意見と審議会の見解・対応（案）と、これを踏まえた答申（案）をご確認いただき、審議会として答申をまとめることが主な目的です。

この際、ご発言がある方は挙手をお願いできればと思います。

WEBで参加いただいている委員の方は、チャット機能を使って「発言希望」と入力し、表明ください。

では、いかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員

答申そのものではないのですが、今後、答申を具体化して進めていく上で、ご検討をお願いしたいということで、2点発言をさせていただきたいと思います。

1つは、コロナが長引く中で、若い人たちや学生が、本当に暮らしが大変になっていて、家賃が払えない状況が広がっていますので、都営住宅のコミュニティの維持や再生をする上でも、高齢化している入居者の皆さんと一緒に、若い人たちが住むということが、今後の都営住宅についても重要だと思っています。ぜひ若者や学生が都営住宅に入居できるように、引き続きのご検討をお願いしたいと思います。それとともに、住まいに関わる大変な事態が広がっていますので、都営住宅の新規建設も引き続きご検討をお願いしたいと思います。

2つ目は、住宅セーフティネットで、「東京さきエール住宅」の登録数が増えているということは、この間明らかになっていますが、ただ、入居がほとんど増えていないという実態も、明らかになってきていますので、住宅に困っていらっしゃる方たちに、直接支援が届くような改善を、引き続きぜひご検討をお願いしたいと思います。

○浅見会長

どうもありがとうございました。他にご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、それでは、本日いただきましたご意見につきましては、議事録に記載することにいたしまして、今後、施策の検討の中でよく念頭に置いていただきたいと思います。

それでは、このあたりでお諮りしたいと思います。

これまでのご意見は、答申案の修正を要するものではないと考えます。そこで、当審議会といたしましては、お手元の「答申案」のとおり答申したいと存じますが、いかがでしょうか

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、案のとおり、答申を決定し、答申することといたします。どうもありがとうございました。これにて答申は確定いたしました。

○浅見会長

それでは、小池都知事の代理といたしまして、武市副知事に、「第十三号諮問 成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開について」の答申をお渡ししたいと思います。

答申に先立ちまして、東京都住宅政策審議会を代表いたしまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。

東京都住宅政策審議会では、令和2年7月の知事からの諮問、「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい新たな住宅政策の展開について」に対しまして、本日、答申をとりまとめました。

これまでの調査、審議にご協力いただきました委員の皆さまに御礼を申し上げます。

特に、大月部会長をはじめとする企画部会の皆さまには、専門的な観点から精力的にご審議いただきましたことを、重ねて御礼申し上げます。

今回の調査、審議は、新型コロナウイルスが猛威をふるい、緊急事態宣言が発出され、また、東京でオリンピック・パラリンピックが開催された時期に行われました。

都民の生活に新しい、日中のテレワークなど、これまでとは違った動きも見られます。また、令和元年の台風19号では、東京でも、河川の氾濫により、激しい水害が起きかねないことが明らかになりました。

災害が起こったときも、都民のお住まいの確保や、災害の原因となる気候変動を抑制するために、住宅からのCO₂の排出を抑制する必要があるなど、様々な観点から住生活を取り上げる方ができたとと思います。

答申の原案をとりまとめました企画部会では、委員がそれぞれの専門分野の動向をご紹介いただくとともに、住宅確保要配慮者に対する居住支援や、民間住宅や公共住宅の供給について、実務に関わっている方から、ヒアリングを行うなど、現場の話を丁寧に取り上げていただきました。

先ほど決定した答申では、これまで進めてきた少子高齢化社会における住宅セーフティネットの強化などの、成熟社会への対応を重視した取組を一層推進するとともに、今後は、DXの導入等による新たな日常の実現、住宅市街地のゼロエミッション化など、新たにクローズアップされている成長の

視点も組み込みながら、住宅政策のさらなる展開を図っていくべきとの考えのもと、様々な具体的提言を行っております。

都におかれましては、この答申を活かして、新しい住宅のマスタープランをつくり、民間や区市町村など、多様な主体や分野と連携しながら、実効性のある施策を展開していくことをお願いいたします。

答申に当たって、会長としてのご挨拶とさせていただきます。

○遠藤企画経理課長

それでは、これから、武市副知事に答申をお渡しいたします。

浅見会長・武市副知事は、移動をお願いいたします。

また、撮影される方につきましても、所定の場所に移動をお願いいたします。撮影につきましては、足元の線の内側よりお願いいたします。

(答申書を副知事へ会長から手交)

○遠藤企画経理課長

それでは、撮影はここまでといたします。

会長、副知事、お席にお戻りください。

報道関係の方も、お席にお戻りください。

○浅見会長

それでは、ここで、武市副知事からご挨拶を賜りたいと存じます。

どうぞお願いいたします。

○武市副知事

東京都副知事の武市でございます。

本来であれば、知事が出席し、答申をお受けするところでございますが、本日、公務により出席できませんので、私から、代わりに会長から答申をいただいたところでございます。

浅見会長、大月企画部会長をはじめ、委員の皆さま方には、大変熱心なご審議を賜り、答申をとりまとめていただきましたことに、改めて厚く御礼を申し上げます。

答申は、「成長と成熟が両立した未来の東京に相応しい住宅政策はいかにあるべきか」という、知事からの諮問に対しまして、今後の住宅政策の基本的な考え方と目指すべき目標や施策の方向性なりについて、積極的なご提言をいただきました。

住宅は都市の生活を支える基盤であると同時に、都市を形づくる基本的な要素であります。都民の暮らしの向上やゼロエミッション東京の実現が求められている中で、明るい未来の東京を切り開いていくために、住宅政策が果たす役割は大変大きいものと認識しております。

東京都では、今後、本審議会からの提言を踏まえまして、住宅に関する具体的な施策を検討し、今年度中に住宅マスタープランを改定し、新たな住宅政策を展開してまいります。

最後に、浅見会長はじめ委員の皆様方のご尽力に重ねて感謝を申し上げますとともに、引き続き、住宅政策全体について幅広い見地からのご審議をいただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○浅見会長

ありがとうございました。

それでは、答申が終わったところで、議事の5「その他」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

事務局でございます。まず、大変恐縮ではございますが、副知事は、この後の公務の都合で、ここで退席させていただきます。

○浅見会長

どうもありがとうございました。

(武市副知事、退席)

○遠藤企画経理課長

先ほどいただきました答申につきましては、ホームページに掲載し、また、答申についてプレスへの情報提供をさせていただきますので、ご承知おきください。また、委員の皆様には別途送付させていただきます。

さて、審議会委員のうち 東京都住宅基本条例第 21 条第 1 項 第 1 号の「学識経験を有する者」、第 3 号の「区市町村の長の代表」については、第 14 期の任期が 9 月末に満了し、10 月 1 日付で 第 15 期の任期となりました。

9 月 10 日の第 1 回審議会において、「答申に向けて議論を進めているところであり、答申までの間は、再任された委員については、現在の体制で審議を継続する」こととして、委員の皆様にご了解をいただき、審議を進めてまいりました。

先ほど浅見会長から答申をいただき区切りを迎えました。改めて新しい体制を決めていただきたいと思います。

まずは、会長の選出をいただきたいと思います。会長の選出までの間、審議会の幹事を務めております住宅企画部長の越が進行役を務めます。

○越住宅企画部長

住宅企画部長の越でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

恐縮でございますが、着席して進行させていただければと思います。

早速ではございますが、「会長の選出」をお願いしたいと存じます。

審議会の運営要綱第2では、委員の互選によることとなっております。どなたかご推薦いただければと存じます。

戒委員、よろしくお願ひいたします。

○戒委員

引き続き、浅見委員に会長をお願いするのがよろしいかと思ひます。

その理由ですが、これまでも浅見委員は、会長として議事を仕切っていただきましたし、先ほど手交させていただいた答申を、みごとにとりまとめていただきもしました。

それから、今後、この答申を踏まえて、住宅マスタープラン化のようなことも考えるとすれば、引き続き浅見委員をお願いするのが最もよろしいかと思ひます。

○越住宅企画部長

ありがとうございます。

「会長には浅見委員を」とのご推薦がございました。

ほかにご推薦がないようでしたら、浅見委員に会長をご選任することといたしたいと存じます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○越住宅企画部長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、浅見委員に会長をお願いしたいと存じます。

今後の議事進行につきましては、会長にお願ひいたします。

それでは、浅見会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○浅見会長

どうもありがとうございます。

会長にご指名とのことですので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、「会長代理の指名」でございます。運営要綱第2第3項により、あらかじめ、会長を代理する委員を指名させていただきます。

会長代理は、「伊香賀委員」をお願いいたします。

伊香賀委員、一言ご挨拶をお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○遠藤企画経理課長

入られているのですが、通信状況が悪いようです。

○浅見会長

すみません。それでは、通信状況が悪いということですので。

さて、都におきましては、本答申を踏まえて住宅マスタープランの策定を進めていくにあたり、本住宅政策審議会のご意見を聴くこととなっております。

そこで、東京都が作成をした住宅マスタープラン素案を今後、本審議会で調査・審議したいと思いますが、まずは、企画部会にて専門的な視点で議論を深めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅見会長

ありがとうございます。それでは、企画部会に付託のうえ、調査・審議いただきしたいと思います。

続きまして、今後の企画部会の運営について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○福野計画調整担当課長

いまして付託されることが決まりました企画部会について、運営要綱第5により、その運営についてご説明させていただきます。

企画部会は、会長が指名する「学識経験を有する委員」をもって組織し、部会長は、部会の委員のうちから会長が指名することになってございます。

○浅見会長

ただいま事務局から説明があった企画部会につきましては、会長が委員を指名することになっているとのことですので、委員原案は私にご一任いただければと存じます。

そこで、早速ですが、企画部会委員を指名させていただきます。

まず、住宅・住環境分野より、大月委員、伊香賀委員、荒委員、松本委員。都市計画分野より、有田委員、野澤委員。社会福祉分野より、井上委員、山本委員。法律分野より、矢田委員。経済分野より、河端委員。各団体より、藤田委員、飯野委員、岡部委員。以上 13 名でございます。

なお、このほかに既に 5 名の専門委員の方が名を連ねております。

専門委員を併せて 18 名で企画部会を進めていただきたいと思います。

この中で、部会長につきましては、住宅分野に精通している大月委員を指名したいと存じます。

本案でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浅見会長

どうもありがとうございます。それでは、本案をもちまして、企画部会委員及び部会長を選任いたしました。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

なお、指名された委員でこの場にはいない方につきましては、事務局から個別にご連絡をお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

承知いたしました。

○浅見会長

では次に、事務局からの報告事項のご説明をお願いいたします。

○福野企画経理課長

事務局でございます。

本日いただきました答申の中では、「脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化」についてご提言いただいております。

これに関連する施策として、知事が 9 月 28 日の都議会定例会で、「一定の新築建築物に太陽光発電の設備設置を義務付ける、都独自の制度の導入に向けた検討を開始する」旨を表明し、10 月 22 日に、環境審議会に対して「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の改正について検討する

よう諮問いたしました。

こうしたことを受け、去る 11 月 5 日に開催いたしました住宅政策審議会企画部会において、環境局より、環境審議会への諮問の内容等について、本日、参考資料 7 としてお付けしております資料によって報告があり、意見交換が行われました。

ご報告は以上でございます。

○浅見会長

どうもありがとうございます。

それでは、最後に、今後の審議予定につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○遠藤企画経理課長

事務局でございます。

今後の予定につきまして、お手元の資料 5 「これまで及び今後のスケジュール（予定）」をご覧ください。

本日いただきました答申を踏まえ、今後都として具体的な検討を進め、今年度末を目途に次期住宅マスタープランを策定したいと考えてございます。

住宅マスタープランの策定に向けて、「東京都住宅マスタープラン（素案）」を作成いたしますので、12 月下旬に企画部会を開催し、年明け 1 月に第 3 回住宅政策審議会でご審議いただきたいと存じます。

詳細につきましては、事務局から改めてお知らせいたします。委員の皆様には、お忙しいところ大変恐縮でございますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○浅見会長

ありがとうございます。

それでは、特になければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午前 10 時 46 分 閉会